

令和7年度『なおかわ秋色フェスタ』 飲食物等一般販売ブース出店申込者募集要領

1. 開催日等

開催日時	令和7年11月15日（土） 11時00分～18時00分
開催場所	直川源六原グラウンド（佐伯市直川大字上直見3813番地）
主催	直川地域創生支援協議会
事務局	佐伯市直川振興局 地域振興課 （TEL：0972－58－2111）

2. 区画の種類及び概要等

区画の種類	・ テントブース（会場内に設置したテント内の販売スペース） ・ キッチンカースペース
区画のサイズ	・ テントブースは、2間×3間テント半分のスペース （間口2.7m×奥行き3.6m）
設備	・ テントブースは、机（45cm×180cm）2台、パイプイス2脚を配備 ・ 給排水設備及び電源設備はありません。

保守管理

- ・ 火気類や発電機等を使用する場合は、各自で消火器等の消火器具設置が必要です。
- ・ イベント当日、販売開始前に佐伯消防署職員が立入検査を行います。その際消火器具設置の確認も行います。
- ・ 保健所の指導により手洗いや消毒設備設置が必要な場合は各自で設置が必要です。
- ・ 販売物の製造工程等で煙が大量に発生する場合は、他に迷惑がかからないよう各自で対策を取ってください。
- ・ ブース内の日除け対策や商品の管理については、各自の責任で行ってください。
- ・ 降雨・風対策については既存設備の設置のみとし、追加の設備設置等はありませんので、各出店者において対策を行ってください。

3. 出店者の申込み資格

出店の申込みは次の要件を承諾できる方のみとします。

- ・ 主催者が定める申請書類の全てを提出できる方
- ・ 出店するにあたり、関連する法令を遵守し、主催者の指示に従える方
- ・ この募集要領に定める事項をあらかじめ了承し、遵守できる方

※ 出店物の内容についての制限はありませんが、主催者が適当と認め難い物については許可できません。

4. 出店の申込

- 申込期間** 令和7年9月1日(月)～9月30日(火) ※郵送の場合も9月30日必着
- 申込方法** WEB上の申込フォームに必要事項を入力し送信していただくか、申込書を下記まで提出してください。

WEB上の申込フォームから送信する場合

【URL】 <https://logoform.jp/form/d9LC/1201615>

【QRコード】



申込書を提出する場合

申込書は市公式ホームページからダウンロードできます。
申請書用紙の郵送を希望する場合はご連絡ください。

【郵送・持参】 〒879-3101 佐伯市直川大字赤木105番地
佐伯市直川振興局 地域振興課 宛て

【FAX】 0972-58-2811

【Eメール】 naokawa-tiiki@city.saiki.lg.jp

FAX・Eメールの場合は、お手数ですが、送信後に確認の連絡をお願いします。

※稀にEメールがセキュリティにかかり受け取りができないことがあります。システムの都合で大変恐縮ですが、Eメールの場合も送信確認のご連絡をお願いいたします。

※申込期限後にご連絡いただいても未受信が判明しても、出店者決定後は対応できません。

申込制限 テント、キッチンカーともに1区画のみとします。

5. 出店者の決定

- 以下に示す優先順位及び販売物等の内容を考慮し主催者が決定を行います。
- 申込み多数の場合は、優先順位の低い申込者の中から抽選を行います。

優先順位	区 分
第1優先	直川地区内に住所または事業所を有する方
第2優先	佐伯市内に住所または事業所を有する方
第3優先	その他の出店希望者

※ 決定に対して不服の申し立て等は一切受け付けません。

- 申込者には、出店の可否を10月上旬にご連絡します。
- 出店者には、注意事項や出店料のお支払い等について10月中旬に書面で通知します。

6. 出店者負担金の納入

出店者負担金

区 分	金 額	備 考
テントブース 1 区画	7,000円	机 2 台・イス 2 脚を含む
キッチンカー 1 区画	3,000円	机・イスはありません

納入

口座振込とさせていただきます。出店者決定後、振込先口座と振込期限を記載した書面を出店者にお送りします。

※申込内容に問題が生じた場合等や、期限までに出店料の入金を確認できない場合は、出店許可を取り消すことがあります。

7. 補償・保険について

- ・ 出店者が出店の申込み時から店舗の撤収完了までに要した一切の費用及びその間に発生した出店者が管理すべき各種物品等の盗難や破損等については、主催者は補償しません。
- ・ 本事業が中止となった場合の出店者の営業補償等を行えませんので、保険等は出店者において必要に応じて加入してください。

8. 中止となった場合

決定について 天候その他により事業を中止又は中断する場合は、主催者が決定し、市ホームページに掲載します。

周知連絡 直川地区内全域に放送を行うとともに、出店者へ個別に連絡を行います。

負担金の返還 中止となった場合は、出店者負担金を全額返還します。

9. 注意事項

- ・ 保健所への営業許可申請を要する出店者は、各自で必ず申請を行ってください。
- ・ 発電機については、静音型のものを使用してください。
- ・ 各出店者のゴミは必ず持ち帰って処分してください。
- ・ 配備品を破損・紛失した場合は、修理等に必要な費用を出店者に請求させていただきます。
- ・ 各テント内に置いている物品・貴重品等については、各出店者の責任において管理を行ってください。
- ・ 本事業の期間中の事故については、施設の瑕疵や主催者に過失がある場合を除き、主催者は責任を負いません。
- ・ 主催者の決定した事項や指示等に従わない場合は、次年度以降の出店をお断りします。